

議 第 50 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 49 号中「1, 020 円」を「1, 030 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市おでかけ I C カードの再交付に係る手数料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。